



問 補助金の在り方について18年あまり放置してきた市長の責任は

津地区合併協議会において合併後に検討していくとされていた、し尿くみ取りの受け付けおよび料金の徴収に係る補助金の在り方について、市長は検討したと言っているが、幹部職員が集まって検討をしたことは合併後一度もない。市長はうそをついているのではないか。

答 検討をしていないのではなく、検討を継続している状態だ

津地区合併協議会において、旧津市で交付していた当該補助金については、新市に現行のまま引き継ぎ、その後、新市において検討を進めることと決定した。

合併後、担当部において毎年度の予算計上の際に継続して検討を行った上で、現在も今までの形を継続しているもので、関係業者等から今まで当該補助金の在り方を別の形にすべきという具体的な話が届いていないことから、形を変えようとしなかったということであり、うそはついていない。

その他の質疑・質問

- 労働団体への特別待遇について

▶ 補助金について、合併協定書には公平性の観点を踏まえ、均衡を保つように、と記載されている



問 市営浄化槽設置工事に係る憲法および補助金適正化法違反

土地所有者でない者の同意書が添付された市営浄化槽設置申請に基づき、津市は平成29年度に浄化槽を設置し、当該設置工事に係る国庫補助金の交付を受けている。

これは、日本国憲法第29条に定められた財産権の侵害に当たる上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反すると考えるがどうか。

答 不適切な事務であったが、法に抵触するものではない

平成29年度当時の事務手続きに誤りがあったことは認めるが、令和元年5月に浄化槽の申請者が土地所有者から浄化槽設置に係る承諾を得ており、この問題が発覚した令和2年8月時点においては書類が整っている上、浄化槽が適切に現地に設置され、その目的を達していることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するものではないと判断している。また、浄化槽設置後、土地所有者と申請者との間で浄化槽設置を承諾する覚書が締結されており、令和3年10月には申請者が当該土地を取得していることから、財産権の侵害には当たらないと考える。

その他の質疑・質問

- 公共工事の火薬使用による民家破損に対し、被害家屋の現状復帰による補償を
- 三重県から譲り受けたズリの管理状況について
- 成美小学校の学童保育施設等について
- 水産資源の確保のための伊勢湾再生に向けた取り組みの進捗状況は
- メンタルヘルス不調による病気休暇の職員数は

▶ 「つくり、育て、とる漁業」の取り組みとしてハマグリを放流する様子

